

川崎市上下水道局規程第39号

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥滋之

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程（昭和34年川崎市水道部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ヶ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(手当の内扱)
- 3 職員が、この規程による改正前の川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支

給規程の規定に基づいて、令和7年4月1日以後の分として支給を受けた通勤手当は、新規程の規定による通勤手当の内払とみなす。